

平成 28 年東京都公衆浴場入浴料金統制額について

本協議会は、知事から検討を依頼された平成 28 年東京都公衆浴場入浴料金統制額について、社会経済の現状と今後の見通し、公衆浴場を取り巻く経営環境、利用者である都民生活の安定を図る観点の他、入浴料金統制額の試算結果を踏まえ、総合的な見地から慎重な審議を行った。

1 入浴料金統制額の試算結果

入浴料金統制額の試算は、都内の標準的な公衆浴場を選定して会計調査を実施し、その経営状況を把握した上、従前から採用している公益事業の料金算定方式である総括原価方式に従って算定した。その結果、公衆浴場入浴料金原価計算表のとおり、推定所要引上げ率は 5.397%と算定され、大人料金で現行の 460 円を 25 円引き上げることが必要であるとの試算結果となった。

2 経済情勢等その他入浴料金統制額を検討するに当たって考慮すべき事項

(1) 平成 26 年 4 月 1 日、消費税及び地方消費税（以下、「消費税」という。）の率が 5%から 8%に引き上げられた。その際、料金への適正な転嫁が求められ、平成 26 年 7 月 1 日から統制額を、大人料金で 10 円値上げし、実施したところである。

消費税率は、平成 27 年 4 月の消費税法改正により、平成 29 年 4 月 1 日から 8%から 10%に再び引き上げられることとされている。

(2) 公衆浴場で費用負担の大きいガス料金等の燃料費は、一昨年夏以降の原油価格等の下落について下げ止まり感はあるが、今後も昨年比べて減額になるものと推察される。

(3) 消費者物価指数見通しで物価の上昇が見込まれ、今後、都民の家計負担が増すと予想される経済状況にある中、生活に欠くことのできない入浴料金の引き上げは家計への影響が大きい。

(4) 最近の公衆浴場組合を中心とした新規顧客利用者拡大など、入浴料金収入の収益増を図るといった新たな取組については高く評価するが、業界全体に浸透するまでには至っていない。

3 入浴料金統制額に関する本協議会の結論

本協議会は、上記 1 及び 2 を踏まえ、入浴料金統制額を改定すべきかどうかを総合的に検討した結果、①物価上昇等により都民の家計負担が増えていること、②公衆浴場の経営環境が厳しい中、新規顧客の開拓など収益増を図る様々な取組がなされているが、公衆浴場業界全体の取組となるよう一層の普及が求められること、などを考慮して、統制料金を据え置くことが適当であるとの結論に至った。

4 協議会意見

公衆浴場業界は、公衆浴場が地域において果たしている役割及び有用性を十分認識し、公衆浴場業の将来的発展に向けて、次のことについて取り組むよう、本協議会として意見を表明する。

- (1) 平成 26 年本協議会報告で指摘した浴場施設内の禁煙化の早期達成及び無料で使えるボディークリームやシャンプー等の浴室への常備については、公衆浴場組合を中心に積極的な取組により、状況が大きく改善したことは高く評価する。

引き続き、速やかに実施率 100%となるよう取組を進めるとともに、利用者ニーズや利便性に配慮したサービスの提供に努めること。

- (2) 昨年の訪日外国人の数は、過去最高の 1,974 万人に達している。

4年後の東京 2020 オリンピック・パラリンピック開催を控え、東京を訪れる外国人観光客は、今後、益々増加すると考えられる。このことは、外国人観光客に日本の伝統文化である「銭湯」を知ってもらう絶好の機会である。

公衆浴場組合は、昨年度、ホームページの多言語化や、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）を活用した情報発信を開始するとともに、羽田空港での公衆浴場の PR 活動などを展開している。また、銭湯サポーターフォーラムの開催は、利用者側の視点から銭湯の魅力を発信し、新規顧客層の開拓を図る、これまでにない意欲的な取組である。こうした最近の公衆浴場組合の利用者拡大に向けた様々な取組については高く評価できる。

今後も我が国の入浴文化や銭湯ならではの魅力を国内外に広める取組を、さらに積極的に進めること。

- (3) 一口に公衆浴場といっても、地域特性や立地条件などが異なるため、個々の浴場は、それぞれの地域特性や立地条件を生かした独自の経営努力が求められる。都内の公衆浴場の中には、そうした経営努力により利用者を増やし収益増を図っている浴場もある。具体的には、近隣ホテルと連携しホテルの宿泊客を受け入れている浴場や、ランナーのニーズを捉えたサービスを提供する浴場などである。

また、若手浴場経営者の発想を生かし、接客術や会話術というソフト面により利用者に心地いい時間を提供したり、毛染めスペースを設置したりするなど、これまでの常識に捉われないサービスを提供して、収益を伸ばした浴場もある。

しかし、こうした取組はまだ業界全体には浸透していないことから、公衆浴場業界全体での情報共有を図る必要がある。このため、浴場組合は、浴場経営の意欲的な事例をまとめたアイデア集を作成し、業界全体への普及に努めているところであるが、成功事例について更なる情報の共有化を図り、個々の浴場が創意工夫を凝らした経営努力を行い、独自の付加価値を生み出し利用者拡大を図ること。

- (4) 公衆浴場が地域に根ざした拠点施設としてその役割を果たしていくため、区市と連携した健康増進事業やコミュニティの再生、利用者の安全を確保する耐震化の促進、エネルギー利用の高効率化・最適化による二酸化炭素排出削減などについて、引き続き積極的に取り組むこと。